《発表記者会：東北電力記者会、宮城県政記者会》

国土交通省

東北運輸局プレスリリース

令 和 ２ 年 ３ 月 ３ 日
国土交通省東北運輸局

東北管内の船員の最低賃金を引き上げます

４月２日より月額９００円～１，２００円アップ

東北運輸局長は、東北管内の４業種「東北内航鋼船運航業及び木船運航業」「東北海上旅客運送業」「東北漁業（沖合底びき網）」及び「東北漁業（大中型まき網）」に従事する船員の特定最低賃金を改正する旨決定し、本日３月３日付けで官報公示を行いました。

上記４業種の特定最低賃金は別添のとおり改正され、令和２年４月２日（木）から新たな最低賃金額が効力を発生することとなります。

上記４業種の特定最低賃金の改正については、昨年８月に東北運輸局長から東北地方交通審議会（会長　宇部文雄）に対して諮問をしていたところ、本年１月に東北地方交通審議会長から答申があり、今般、答申どおり改正することを決定したものです。

（参考）船員の特定最低賃金の改正手続きについて

船員の特定最低賃金は、海上労働の特殊性を考慮し陸上労働者の最低賃金とは別に定められており、当該最低賃金の決定・改正・廃止については、国土交通省が管轄しています。

国土交通大臣権限に係る特定最低賃金の改正は交通政策審議会への諮問を、各地方運輸局長権限に係る特定最低賃金の改正については各地方交通審議会への諮問をそれぞれ行い、各審議会が設置する最低賃金専門部会で調査審議された後、当該審議会から答申を受けて改正の決定を行います。

東北運輸局マスコット
"とうほくろっ犬"

《問い合わせ先》
東北運輸局　海事振興部　船員労政課
柳田・渡邉
TEL 022-791-7525　FAX 022-299-8875

別　添

東北運輸局長権限に係る船員の特定最低賃金改正 【効力発生日：令和2年4月2日（木）】

業 種 別	職 種 等		改正最低賃金額 ※（）は改正前の額	引上げ額 ※（）は引上げ率
東北内航鋼船運航業 及び木船運航業	職 員	月 額	249，550円 （248，450円）	1，100円 （0．44%）
		月 額 （船舶職員養成施設のうち特定の養成施設の課程を修了した後の勤務期間が、当該課程ごとに定める期間に満たない者）	233，100円 （232，000円）	1，100円 （0．47%）
	部 員	月 額 （海上経歴3年以上）	190，450円 （189，250円）	1，200円 （0．63%）
		月 額 （海上経歴3年未満）	181，300円 （180，100円）	1，200円 （0．67%）
東北海上旅客運送業	職 員	月 額	244，550円 （243，450円）	1，100円 （0．45%）
	部 員	月 額	182，700円 （181，600円）	1，100円 （0．61%）
東北漁業 （沖合底びき網）	1人歩船員	月 額	201，200円 （200，300円）	900円 （0．45%）
東北漁業 （大中型まき網）	1人歩船員	月 額	201，550円 （200，650円）	900円 （0．45%）
		月 額 （八戸地区の2そうまき）	187，850円 （186，950円）	900円 （0．48%）

〇上記4業種に適用する使用者及び適用する船舶の範囲 （適用地域：東北運輸局管内）

1．東北内航鋼船運航業及び木船運航業
国内各港間のみを航海する船舶のうち、平水区域を航行区域とする鋼船、沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の鋼船、木船の船舶所有者

2．東北海上旅客運送業
旅客運送の用に供する船舶のうち、平水区域を航行区域とする船舶、沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶、沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶でその航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で2時間以内に往復できる区域に限定されている船舶の船舶所有者

3．東北漁業(沖合底びき網)
沖合底びき網漁業の用に供する漁船の船舶所有者

4．東北漁業(大中型まき網)
大中型まき網漁業の用に供する漁船の船舶所有者